### <議事内容について>

## 1 地区計画の決定について(古門前通元町地区地区計画)

#### (1) 趣旨

古門前通元町地区地区計画の区域は、かつては職人のまち、知恩院参道のまちとして形成され、時の流れとともに逸品の古美術品や高い美意識をもった生業が集積し、成熟してきた。また、京都随一の繁華街に近接しながらも清閑さをそなえ、新旧問わず風格のある建物や雰囲気の良い路地などが並ぶ、趣ある風情と気品を有するまちである。

今回,当該地区において,地区計画を定めることにより,まちの魅力である,個性,清閑さ,まちなみなどの維持向上を図り,当該地区の将来ビジョンである「凛としてたたずむ趣のまち」の実現を目指す。

### (2) 決定の概要

ア 地区の面積:約1.1ヘクタール

- イ 建築物等の用途の制限:次に掲げる建築物の建築を禁止
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。) 第2条第1項に規定する風俗営業の用に供する建築物
  - ・ 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定 する店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物
  - ・ マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その 他これらに類するもの
  - カラオケボックスその他これに類するもの
  - ・ 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの(自動車の出入口が古門前通又は大和大路通に接するものに限る。)
  - 自動車教習所
  - 倉庫業を営む倉庫
  - 自動車修理工場
  - 日刊新聞の印刷所
  - ・ 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの
  - ・ 建築基準法施行令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する 建築物で、準住居地域内に建築することが禁止されているもの

## 2 地区計画の変更について (新門前通西之町地区地区計画)

### (1) 趣旨

平成16年11月に決定した新門前通西之町地区地区計画の区域は,浄土宗総本山知恩院の門前に位置し,隣り合う祇園町の営みや文化芸能を支える家々があり,後年古美術商の立地を見たことなどから,多様な建築文化が醸成されて特徴ある町並みを形成している地区である。また,京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区に指定され,良好な町並み景観の形成及び保全を図っている地区でもある。

今回,当該地区において,地区計画を変更し,当初の計画地区の範囲を拡大したうえで,2つの地区に分け,それぞれに建築制限を定めることにより,懐かしさを醸し出す町並みや職住が共存する暮らし方などが尊重される,優れて文化的で,個性豊かな魅力を持つ市街地環境の維持・充実を図ることを目標とする。

# (2) 変更の概要

ア 地区の面積:約1. 2ヘクタール → 約1. 3ヘクタール

イ 地区を2つ(A地区及びB地区)に区分

- (ア) 地区の区分:A地区
  - a 地区の面積:約1.2~クタール
  - b 建築物等の用途の制限:従前と同じ。

### (参考)

次に掲げる建築物の建築を禁止

- ・ マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場 その他これらに類するもの
- カラオケボックスその他これに類するもの
- ・ 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超 えるもの
- ・ 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階 以上の部分にあるもの(建築物に附属するもので建築基準法施行令(以下 「令」という。)第130条の8に規定するものを除く。)
- ・ 倉庫業を営む倉庫
- ・ 令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で、 準住居地域内に建築することが禁止されているもの
- ・ 個室付き浴場業に係る公衆浴場及び令130条の9の2に規定する建築物
- キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- ※ B地区と同様の規制内容
- (イ) 地区の区分: B地区
  - a 地区の面積:約0.1ヘクタール
  - b 建築物等の用途の制限:次に掲げる建築物の建築を禁止
    - ・ マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場 その他これらに類するもの
    - カラオケボックスその他これに類するもの
    - ・ 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
    - ・ 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分にあるもの(建築物に附属するもので令第130条の8に規定するものを除く。)
    - ・ 倉庫業を営む倉庫
    - ・ 令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で、 準住居地域内に建築することが禁止されているもの
    - ・ 個室付き浴場業に係る公衆浴場及び令130条の9の2に規定する建築物

**※**